

第38号議案

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する
条例

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成16年島根県条例
第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。